

板橋区私立保育所一時保育事業費助成要綱

(平成17年10月12日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、家庭で児童を養育している者（以下「保護者」という。）が、児童を保育することが困難な場合、保育所が一時的に保護者に代わり保育をする一時保育事業（以下「事業」という。）にかかる経費を助成することで家庭における保育を支援し、児童及び保護者の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成（以下「助成」という。）の対象者は、区内の私立認可保育所（以下「保育所」という。）とする。

(対象事業)

第3条 事業の内容及び実施方法は、別表のとおりとする。

(助成申請)

第4条 助成を受けようとする保育所の設置者（以下「申請者」という。）は、一時保育事業費助成申請書（[別記第1号様式](#)）を作成し、区長に提出しなければならない。

(交付決定通知等)

第5条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し適当と認めた場合は、交付決定通知書（[別記第2号様式](#)）により、また不適当と認めた場合は、不交付決定通知書（[別記第3号様式](#)）により、それぞれ申請者に通知する。

(助成金額)

第6条 助成の額は、東京都の当該年度の「子ども家庭在宅サービス事業費補助要綱」に定められた基準額によるものとする。

(実施状況報告)

第7条 助成の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、毎月の事業の実施状況を別に定める日までに一時保育実施報告書（[別記第4号様式](#)）により区長に報告しなければならない。

(助成金の請求)

第8条 交付決定者は、前条の実施報告書に基づき請求書（[別記第5号様式](#)）により、区長に助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第9条 区長は、前条の規定に基づき交付決定者から請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付する。

(交付決定の取り消し)

第10条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象となる事業を中止したとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他区長が不相当と認めるとき。

(返還命令)

第11条 区長は、交付の決定を取り消したときは、助成の対象となる事業の当該取り消しに係る部分について、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、事業の実績を当該年度の事業が終了した翌年度の5月末日までに一時保育事業実績報告書(別記第6号様式)により区長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年10月12日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

別 表

1 利用対象者

この事業の対象となる者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であつて、かつ、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 非定型的保育

保護者の短時間・断続的勤務、職業訓練、就学等により、原則として平均週3日程度家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童

(2) 緊急保育

保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事

由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童

(3) 私的事由等保育

保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童

2 事業の実施

(1) 実施施設

ア 保育所において、事業を実施するための専用の部屋を確保して実施することを原則とするが、必要に応じて入所児童との交流を行う等弾力的な処遇を行うことも差し支えないこと。

イ 利用時間・利用料金・利用手続きについては、実施保育所において定めるものとし、このうち利用料金については、保育所が直接利用者から徴収できるものとする。

(2) 職員配置

この事業を担当する職員として保育士を配置すること。ただし、施設の実態に応じ、適宜、事業担当職員以外の職員の協力を得て実施することは差し支えないこと。

また、毎日の利用がないような保育所にあつては、事業担当保育士が配置されていない場合でも、「保育所設置認可等事務取扱要綱」（平成10年3月31日付9福子推第1047号）及びその他の補助金の配置基準を超えた保育士が配置されていれば事業の実施について差し支えないこと。

(3) その他

ア 日々の対応児童の受入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

イ 保育の実施児童の職員や設備の基準を含め児童の処遇に支障がないよう十分注意すること。

ウ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。

エ 保育所は、地域における保育需要の把握に努め、この事業の対象児童の動向を十分に踏まえて実施すること。

オ 実施施設は、児童の健康状態の把握に努めること。

特に、非定型的保育の利用児童については、児童福祉法第24条の規定による保育の実施対象となる児童に準じて実施すること。ただし、すべての児童について一斉に実施することが困難な場合には、保護者から個別に「診断書」を徴することとしても差し支えないこと。

カ 事業を実施する保育所の職員は、事業遂行上知り得た個人情報については、当該業務以外に用いてはならない。

3 事業の実施手続き

(1) 届出と協議

保育所が事業を実施し、助成要綱に適合するものとしてこの事業の補助申請を行うこと

としている場合には、板橋区に対しあらかじめ対象予定児童数、事業計画等を届け出ること。

(2) 書類の整備

保育所は、日々の対象児童数、利用の事由等の実施状況に関する書類を整備しておくこと。

4 保護者負担

保育所は、事業を実施するに当たって、保護者負担を必要とする場合には、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

5 その他

上記1から4までのほか、保育所において実施するこの事業については、「特別保育事業実施要綱」（平成15年3月31日付児発第0331026号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によるものとする。

一時保育事業費助成申請書

（あて先）

東京都板橋区長

設置者 住 所
氏 名

印

板橋区私立保育所一時保育事業費助成要綱に基づき、下記のとおり一時保育事業を実施するので、一時保育事業費の助成を申請いたします。

記

保 育 所 名	
保 育 所 所 在 地	
開 所 時 間	: ~ :
一時保育利用時間	: ~ :
対 象 予 定 児 童 数	年間 (人)
一 時 保 育 料 金	円
一 時 保 育 職 員 配 置	正規 人 ・ 非常勤 人

添付資料 一時保育事業に関する計画書

文 書 番 号
平成 年 月 日

交 付 決 定 通 知 書

様

板 橋 区 長 名 印

平成 年 月 日付で、交付申請のあった一時保育事業実施保育所に、
下記により一時保育事業費の助成を決定いたします。

記

保 育 所 名	
保 育 所 所 在 地	
開 所 時 間	: ~ :
一 時 保 育 利 用 時 間	: ~ :
対 象 予 定 児 童 数	年間 (人)
一 時 保 育 料 金	円
一 時 保 育 職 員 配 置	正規 人 ・ 非常勤 人

上記届出内容に変更が生じた場合は、再度交付申請書を提出してください。

文 書 番 号
平成 年 月 日

不 交 付 決 定 通 知 書

様

板 橋 区 長 名 印

平成 年 月 日付で、交付申請のあった一時保育事業実施保育所について、
下記により一時保育事業費の助成を不交付決定いたします。

記

保 育 所 名	
保 育 所 所 在 地	
不交付理由	

1	児童名	利用日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	徴収利用料金		
		曜日															円		
		開始時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	事由		
	生年月日	終了時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
()	合計時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	月合計利用時間		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		開始時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	時間	終了時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	分	合計時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
2	児童名	利用日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	徴収利用料金		
		曜日															円		
		開始時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	事由		
	生年月日	終了時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
()	合計時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	月合計利用時間		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		開始時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	時間	終了時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	分	合計時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
3	児童名	利用日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	徴収利用料金		
		曜日															円		
		開始時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	事由		
	生年月日	終了時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
()	合計時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	月合計利用時間		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		開始時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	時間	終了時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	分	合計時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
4	児童名	利用日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	徴収利用料金		
		曜日															円		
		開始時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	事由		
	生年月日	終了時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			
()	合計時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	月合計利用時間		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		開始時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	時間	終了時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	分	合計時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

一時保育事業実績報告書

（あて先）

東京都板橋区長

所在地

法人名

施設名

代表者職氏名

印

平成 年度板橋区私立保育所一時保育事業費助成金に係わる事業実績を報告します。

執行額 _____ **円**

項目	内 訳	金額(円)
1. 人件費		
2. 事業費		
3. 管理費		